

茨城地酒振興事業
日本酒若手蔵元活性化プロジェクトにかかる成果発表会運営委託業務の
企画提案プロポーザルの公募に係る説明書

令和5年1月20日に公告した茨城地酒振興事業 日本酒若手蔵元活性化プロジェクトにかかる成果発表会運営委託業務の公募及び契約の締結等にあたり必要な手続等については、関係法令によるもののほか、この説明書によるものとする。

令和5年1月20日

1 業務の概要

(1) 業務名

茨城地酒振興事業

日本酒若手蔵元活性化プロジェクトにかかる成果発表会運営委託業務

(2) 業務の目的

茨城県が令和5年2月末に補助事業終了を予定している「日本酒若手蔵元活性化プロジェクト」の成果を公表する発表会について、より多くの人々の興味関心を引くような話題性を高めることを目的に、円滑な企画、準備及び運営を行う。

(3) 業務の内容

日本酒若手蔵元活性化プロジェクトにかかる成果発表会運営委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 提案額

1,606,000円（消費税及び地方消費税146,000円を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は当該事業の規模を指示するものであり、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格を示すものではないことに留意すること。（予定価格は別途定める。）

2 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿において、大分類「広告・出版・催物」に登録されている者であること。
- (2) 茨城物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する

者であること。

(7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

(8) 過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。

3 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課地域産業振興室

電話：029-301-3585

電子メール：shinkou@pref.ibaraki.lg.jp

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案提出書	(様式第1号)	1部
イ 会社・団体の概要	(様式第2号)	6部
ウ 同種又は類似の事業実績	(様式第3号)	6部
エ 企画提案書の概要	(様式第4号)	6部
オ 企画提案書	(任意様式)	6部

以下の事項を記載すること。

① 事業企画案

別添仕様書に基づき、事業の実施方針及び具体的な実施方法等を提案すること。

② 事業実施スケジュール

業務を遂行するための実施手順等のスケジュールを記載すること。

③ 事業実施体制

事業を遂行するための体制を記載すること。(マネージャーや要員配置の役割等)

④ 再委託等の有無及び予定

⑤ 費用見積額

項目ごとに数量、単位、単価、金額が分かるよう記載すること。

カ 資格要件に係る申立書 (様式第5号) 1部

(2) 提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書等を持参又は郵送（書留郵便等の配送の記録が分かる方法に限る。）すること。

(3) 提出先

上記3の担当部局に同じ。

(4) 提出期限

令和5年1月31日（火）までとする。

※ 受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

郵送の場合には、令和5年1月31日（火）までに到着したものを有効とする。

5 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（２）の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

（２）企画提案を特定するための評価項目

実施方針及び手法	①事業目的の理解度 ②提案内容の本事業成果の話題性向上への寄与度 ③費用見積額の妥当性 ④提案内容の実現性 ⑤提案内容の先進性・モデル性 ⑥事業実施スケジュールの妥当性
業務の実施体制	⑦要員配置等の適切性 ⑧配置予定者の専門性・実績
会社・団体の業務実績	⑨同種又は類似事業の実績

6 質問の受付

（１）質問受付期間

令和5年1月20日（金）から令和5年1月24日（火）午後3時までとする。

（２）質疑の提出方法

質問書（様式第6号）により電子メールで提出するものとする。（提出先は、前記3の担当部局と同じ。）なお、質問書を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

（３）回答方法

全ての質疑を一括して、令和5年1月26日（木）午前11時までに電子メールにより回答する。なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加又は修正とみなす。

7 その他

（１）書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（２）契約書作成の要否：要

（３）提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

（４）企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類等は返却しない。

（５）プロポーザルの審査の内容に関しては、一切公表しない。

（６）企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。

（７）企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積書を徴取し、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で決定する。

（８）その他の詳細については説明書による。